

Ⅲ 上場株式等の譲渡所得等に対する課税

第1 上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の廃止等

1 上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例の廃止

居住者等が平成15年1月1日から平成20年12月31日までの間に上場株式等(金融商品取引所に上場されている株式等、店頭売買登録銘柄として登録された株式及び外国金融商品市場において売買されている株式等並びに株式等証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの受益権及び特定投資法人の投資口をいいます。)の金融商品取引業者等への売委託に基づく譲渡、金融商品取引業者に対する譲渡その他一定の譲渡をした場合には、その上場株式等の譲渡による上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税率は、15%(住民税は5%)の税率に代えて、7%(住民税は3%)の軽減税率とすることとされていましたが、この軽減税率は、適用期限(平成20年12月31日)をもって廃止することとされました(旧措法37の11①)。

2 平成21年から平成23年までの間の上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率の特例措置

居住者等が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に一定の上場株式等の譲渡をした場合には、その上場株式等の譲渡による上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額については、7%(住民税は3%)の税率を適用することとされました(平成21年改正後の平成20年改正法附則43②)。

【参考】上場株式等の譲渡による所得に対する税率

| | ～平成20年12月31日 | 平成21年1月1日～ 平成23年12月31日 | 平成24年1月1日～ |
|------------------|------------------------------------|--|------------------------------------|
| 金融商品取引業者等を通じた譲渡等 | 10% (所得税7%、住民税3%) 〔旧措法37の11〕 | 10% (所得税7%、住民税3%) 〔平成21年改正後の 平成20年改正法附則43②〕 | 20% (所得税15%、住民税5%) 〔措法37の10〕 |
| 上記以外の譲渡 | 20% (所得税15%、住民税5%) 〔措法37の10〕 | | |

(注) 上場株式等以外の株式等の譲渡による所得に対する税率は20%(所得税15%、住民税5%)となります(措法37の10)。

第2 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正

1 特定口座への上場株式等の配当等の受入れ

特定口座(源泉徴収選択口座)において取り扱うことができる取引の範囲に、上場株式配当等受領委任契約に基づく取引が追加され、源泉徴収選択口座に上場株式等の配当等を受け入れることが可能となりました(措法37の11の3③一)。

なお、この改正は、平成22年1月1日以後に締結される上場株式配当等受領委任契約に係る源泉徴収選択口座について適用されます(平成20年改正法附則44②)。

2 特定口座年間取引報告書の記載事項の追加等

金融商品取引業者等は、その年において開設されていた特定口座がある場合には、「特定口座年間取引報告書」を2通作成し、原則としてその年の翌年1月31日までに、1通をその金融商品取引業者等の特定口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出し、他の1通をその居住者等に交付しなければならないこととされています(旧措法37の11の3⑦)。

この「特定口座年間取引報告書」には、特定口座を開設した居住者等の氏名及び住所、その年中にその特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、その上場株式等の取得費の額その他一定の事項が記載されますが、(上記1のとおり)平成22年1月1日以後源泉徴収選択口座への上場株式等の配当等の受入れが可能となったことに伴い、「特定口座年間取引報告書」の記載事項に、その源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等に関する事項が追加されました(措法37の11の3⑦、措規18の13の5②十～十三)。

なお、平成21年12月31日以前に特定口座において処理された上場株式等の譲渡に係る報告書については、従前どおりとされます(平成20年改正法附則44③)。

【参考】 平成20年改正前(平成21年分以前)及び平成20年改正後(平成22年分以後)の「特定口座年間取引報告書」の様式については、次頁以降を参照して下さい(措規別表7(1))。

第3 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例の改正

1 7%軽減税率の廃止

上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率が廃止されたことに伴い、源泉徴収選択口座において所得税の源泉徴収及び還付の際に適用される7%(住民税は3%)の軽減税率についても、適用期限(平成20年12月31日)をもって廃止され、15%(住民税は5%)の税率を適用することとされました(措法37の11の4①③)。

2 平成21年から平成23年までの間における源泉徴収税率等の特例措置

居住者等が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に一定の上場株式等の譲渡をした場合には、その上場株式等の譲渡による上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額については7%(住民税は3%)の税率を適用することとされたことに伴い(平成21年改正後の平成20年改正法附則43②)、この期間内に生ずる源泉徴収選択口座における源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する源泉徴収税率及び還付の際の税率についても、7%(住民税は3%)を適用することとされました(平成21年改正後の平成20年改正法附則45①②)。

【参考】 源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する源泉徴収税率及び還付の際の税率

| | ～平成20年12月31日 | 平成21年1月1日～ 平成23年12月31日 | 平成24年1月1日～ |
|------------------------------------|--|---|--|
| 源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する源泉徴収税率及び還付の際の税率 | 10% (所得税7%、住民税3%) 〔旧措法37の11の4①②④⑤〕 | 10% (所得税7%、住民税3%) 〔平成21年改正後の平成20年改正法附則45①②〕 | 20% (所得税15%、住民税5%) 〔措法37の11の4①③〕 |

3 源泉徴収選択口座に係る特定口座年間取引報告書の提出不要の特例の廃止

平成21年1月1日以後に源泉徴収選択口座において処理される上場株式等の譲渡に係る特定口座年間取引報告書については、これまで設けられていた特定口座年間取引報告書の税務署への提出を不要とする特例を廃止することとされました(旧措法37の11の4⑧)。

したがって、金融商品取引業者等は、源泉徴収選択口座であっても、特定口座年間取引報告書の税務署への提出が必要となります。

なお、平成20年12月31日以前に源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の譲渡に係る特定口座年間取引報告書については、従前どおり、税務署への提出は不要とされます(平成21年改正後の平成20年改正法附則45③)。